

茨城県認知症疾患医療センター指定医療機関募集要項

1 目的

茨城県では、認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者等との連携、人材の育成等を行う認知症疾患医療センターを指定するため、茨城県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その運営事業者を選定します。

2 募集対象業務

(1) 業務名称

「茨城県認知症疾患医療センター運営事業」

(2) 業務内容

別添「茨城県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に定める以下の業務

- ア 専門医療相談の実施
- イ 鑑別診断とそれに基づく初期対応
- ウ 身体合併症、行動・心理症状への対応
- エ 地域連携の推進
- オ 専門医療、地域連携を支える人材の育成
- カ 情報発信
- キ その他

3 募集数

1か所 地域型

※筑西・下妻二次保健医療圏から公募する。

4 応募資格

以下の全ての条件を満たす茨城県内の医療機関

- (1) 要綱第3に定める設置基準を満たしていること
- (2) 要綱第4の事業内容を実施できること
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に規定する一般競争入札に参加できないこととされている者でないこと
- (4) 当該事業に関するノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること

5 指定期間

平成29年9月1日から平成31年3月31日まで(1年6ヶ月)

6 経費の補助

予算の範囲内で補助するものとする。

7 応募方法等

(1) 指定申請書提出期間及び提出方法

- ア 提出期間 平成 29 年 6 月 26 日（月）～7 月 3 日（月）（当日消印有効）
提出先 茨城県保健福祉部長寿福祉課 地域ケア推進室
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
- イ 提出方法 郵送
- ウ 留意事項 提出期間を過ぎた場合は、受け付けることができません。

(2) 提出書類

以下のア～オまでの提出書類について、原則として日本工業規格 A4 版で、正本 1 部、副本 25 部を提出してください。

- ア 認知症疾患医療センター指定（更新）申請書（要綱の様式第 1 号）
- イ 医療機関の概要及び認知症疾患医療センター事業運営体制等（要綱の別添様式 1）
- ウ イに添付する書類
 - ・医療機関パンフレット
 - ・専門医療相談を行う組織の体制図
 - ・（連携する医療機関がある場合）連携する医療機関等の概要、位置関係及び連携に関する承諾書
 - ・（認知症に係る経験が 5 年以上の医師を配置する場合）医師の業務報告
 - ・（医療相談室に精神保健福祉士，保健師以外の物を配置する場合）該当する者の業務履歴（要綱の別添様式 2）
- エ 認知症疾患医療センター運営事業協議書（兼）実績報告書（厚生労働省指定様式）

(3) 応募に関する質問

- ア 受付期間
平成 29 年 6 月 1 日（水）～6 月 30 日（金）午後 5 時まで
- イ 方法
質問書（別紙 1）に質問内容，医療機関名，連絡先を記入し，FAX にて送付してください。
送付先：茨城県保健福祉部長寿福祉課地域ケア推進室 認知症担当
FAX 029-301-3349
- ウ 回答
平成 29 年 6 月 30 日（金）までに電話にて回答します。
※回答した内容については，本課ホームページに随時掲載します。

8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は応募を受け付けません。

- (1) 応募資格のない者が応募した場合
- (2) 提出期限を過ぎて応募申請書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、申請にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 提出された指定申請書類は、認知症疾患医療センターの指定業務のみに使用します。
- (2) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 提出書類の著作権は応募事業者に帰属します。ただし、茨城県が本案件の報告、公表等のため必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 提出された書類は一切返却しません。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、茨城県情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。

10 審査及び選定

(1) 申請書類の内容に関するヒアリングの実施

事務局が指定する日時に来院させていただき、申請書類の内容等について確認させていただきます。

(2) 選考委員会における審査・選定

指定先の選定にあたり、茨城県認知症疾患医療センター指定選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、別に定める審査基準に基づき、応募者から提出された申請書等の内容を審査のうえ選定します。

(3) 審査項目

- ア センターの運営安定性
- イ 運営方針
- ウ 人員の配置
- エ 専門医療相談体制
- オ 鑑別診断ができる体制
- カ 急性期対応
- キ 地域関係機関との連携方針
- ク 研修、情報発信等の体制
- ケ 認知症診療に係る実績
- コ 交通の便
- サ 医療関係法令の遵守
- シ 茨城県との連携

(4) 選考結果

選考結果は文書で通知します。

(5) その他

選考に関する異議には一切応じません。

1 1 指定のスケジュール (予定)

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 選考委員会の開催 | 平成 29 年 7 月中旬 |
| (2) 選定結果の通知 | 平成 29 年 7 月中旬 |
| (3) 厚生労働省事前協議 | 平成 29 年 8 月下旬 |
| (4) 指定日 | 平成 29 年 9 月 1 日 |

1 2 問い合わせ先

茨城県保健福祉部長寿福祉課地域ケア推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3332 FAX 029-301-3349

【参考】

地方自治法施行令（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。